

法定協設置にあたっての大阪市政調査会の見解

2026年5月28日

大阪市会は5月27日、本会議において「副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会（以下、法定協）」の設置を大阪維新の会の賛成により議決した。大阪府議会での議決が確実視されるなか、2015年5月17日、2020年11月1日の住民投票において二度否決された大阪市廃止・特別区設置案が三度検討されることになる。

大阪市政調査会はこれまでも、大阪市廃止・特別区設置が組織的・財政的に数多くの問題を抱え、住民生活の低下をもたらすものとして反対してきた。また多くの大阪市民が同様の懸念を持って住民投票に臨み、二度の否決という結果となった。にもかかわらず三度目の住民投票にむけた検討を進めるということは、大阪市民の重い判断を無視するものであり、到底容認できず強く抗議する。

そのうえで今回の法定協設置について、大阪の自治を擁護する立場から以下のとおり大阪市政調査会としての見解を示す。

まず問題とすべきなのは、法定協の検討期間の極端な短さである。これから法定協で大阪市廃止、特別区への分割のための協定書が検討されることになる。一方で大阪府知事は、来年春の統一自治体選挙と同日で協定書の賛否を問う住民投票を実施する意向を示している。そうなれば、これから法定協を設置しても住民投票までわずか1年に満たない検討期間となる。これは前回の法定協の検討期間が3年近くあり、計37回の法定協開催を重ねて協定書が作成された経過と比べても、あまりに短い検討期間であると言わざるを得ない。住民投票で二度否決された事実を踏まえるならば、少なくとも前回以上の検討期間を設けるべきである。

つぎに「副首都」に関わる問題である。今回の法定協の名称は「副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会」である。しかし、副首都については現時点でその実現のための法案を与党間で検討している段階であり、国会に提出されてすらおらず、副首都の定義からしても広く議論されていない。ましてや実際に大阪が副首都として指定されるかどうかかわからない状況で、「副首都にふさわしい都市」になるための制度を法定協において検討することに意味はないと考える。

副首都は国の制度であり、地方制度・大都市制度とは本来関係はない。東京都が地方制度・大都市制度としてどのような制度となろうとも首都機能には何ら影響がないことから明らかに、大阪が「副首都にふさわしい都市」になる条件として大都市制度の間

題である大阪市廃止・特別区設置は必要ではなく、法定協において両者を合わせて議論することは適切でないと考える。

法定協の根拠となる大都市法（大都市地域における特別区の設置に関する法律）は、その目的を「地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けること」（第1条）としている。今回の法定協の設置規約に掲げる「副首都にふさわしい都市」となることは、政策目標であっても「地域の実情」にはあたらず、法定協の法的正当性を疑わせるものだと考える。

これから法定協の構成や協定書の日程等について明らかになるが、以上の立場から、大阪市政調査会は引き続き、市民生活の低下を招く「大阪市廃止・特別区設置」に反対であるとの態度をあらためて表明するとともに、法定協の動向を注視していく。

以 上